

令和6年1月スタート、 改正電子帳簿保存法にどう対応するのか？

改正電子帳簿保存法の概要

令和5年10月にインボイス制度が始まったばかりですが、令和6年1月からは改正電子帳簿保存法がスタートします。「これにどう対応したらいいのですか？」というお問い合わせも増えているため、今回はこれを取り上げます。

まず、国税庁の「電子帳簿等保存制度特設サイト」を見ると、①電子帳簿・電子書類、②スキャナ保存、③電子取引という3つが記載されています。

このうち①と②は令和6年1月以降も紙のままでも問題ありません。確かに、②のスキャナ保存をする場合、紙の領収書や請求書などを紙で保存しなくてもいいというメリットはあります。しかし、「紙のままでも問題ない書類につき手間をかけてスキャンしなければならない」、「書類受領後、約2か月7日以内にスキャンしなければならない」、「タイムスタンプなどのシステムの導入+検索要件」という要件があります。だから、中小企業の場合は①と②は電子対応ではなく、紙での対応のままでいいと考えています。

電子取引には対応するしかない

ただし、③の電子取引は別です。どんな会社でも「アマゾンや楽天などのインターネットでの物品やサービスの購入」、「メール添付による請求書の送受信」などを行っているでしょう。③の電子取引からは逃げられないのです。

しかし、この運用をしようと思うと、「会社に合わせた事務処理規程の作成」、「専用の保存システム、または、専用エクセルでの運用」が必要になります。規程の作成などにもコストがかかります。

いずれにせよ、これだけ日本全国の企業が人材不足で悩んでいる中、電子保存のために手間と時間とコストを割く必要があるのです・・・。

国税庁から発表された情報

ただし、国税庁から令和5年11月17日に新しい情報が発表されています。これによれば、法的な要件を満たしている電子保存ができない場合でも、次のような状況であれば問題ない旨が記載されているのです。

☑人手不足、システム整備が間に合わない、資金不足などの幅広い理由がある。

☑税務調査の際、ダウンロードできる、印刷したものを提示・提出できる。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/pdf/0023011-012.pdf>

なお、「幅広い」に特段の定義はないので、幅広い理由ということになります。また、電子データを消さずに保存する必要があります。特に、インターネットで物品等を購入した場合、管理画面で何年間保存されているかの確認やパソコンの入れ替えに伴い、メールや添付資料が無くなることに注意する必要があります。

結果として、人手不足、システム整備が間に合わない、資金不足などの「幅広い理由」があることは多いでしょうから、これらの場合には、電子データさえ保存してあれば、改正電子帳簿保存法に対応しなくても問題ないのです。

税務調査ではどうなる？

実際の税務調査を考えても、電子データの保存さえしてあれば、問題になることはまずないでしょう。

ということで、私は①電子帳簿・電子書類：対応しない（紙保存のまま）、②スキャナ保存：対応しない（紙保存のまま）、③電子取引：対応できる場合のみ対応する（コスト、手間をかけても対応できる会社はするが、すべての会社において電子データの保存は必要）と考えているのです。

結果、多くの中小企業では、「電子データの保存はする（=取引履歴が管理画面で見られるならば、それでもよい）」、「経理担当者の対応は従来と何も変わらない」ということで問題が起きる可能性は非常に低いと考えているのです。

繰り返しになりますが、改正電子帳簿保存法は令和6年1月から始まりますが、「幅広い」理由（特段の定義なし）があれば、対応しなくても問題ないのです。

2024年1月 ～お仕事備忘録～

4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。

固定資産税の納付（第4期分）

固定資産税第4期分の納期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

確定申告（書面）の受付開始

令和5年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、3月15日までです。所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。振替納付の場合の振替日は4月23日です。こちらは、引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は4月1日までです。消費税を現金で納付する場合は4月1日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月30日です。

新入社員の受け入れ準備

4月入社予定の新入社員の受け入れ準備を進めましょう。入社前研修や入社後のスケジュールを決定するとともに、寮や社宅の手配、制服などの準備も必要になってきます。

火災予防運動に伴い、消防設備などの点検実施

春の火災予防運動に先立ち、消防設備など（消火器、非常口、非常階段、避難経路など）の点検をしましょう。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法（連絡方法、避難対策など）について周知しておきましょう。

セミナー情報

**経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった5年で売上が7倍<7億円>に！
幹部と一緒に作る！！**

経営計画書作成セミナー

**経営計画を立てると会社が生まれ変わる！
◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えします！
◎何でも質問OKです！**

日程 2023年02月08日(木)

時間 10時～17時（受付9時45分～）

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000円（税抜）【定員5名様】

*おひとり様追加毎に+5,000円(税抜)となります。

**お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山
申し込みフォーム：**

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL_Oe0V0yBgFVw19S7Q/edit



事務所紹介

***1月5日（金）**

1月生まれの方を事務所全員で祝いました。所長よりプレゼントの贈呈がありました。



昨年の資格取得者を事務所全員で祝いました。所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や職員の日常を紹介しています！どうぞご覧ください。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話：097-529-5757（総務通信担当者宛） メール：soumu@ideasoken.jp